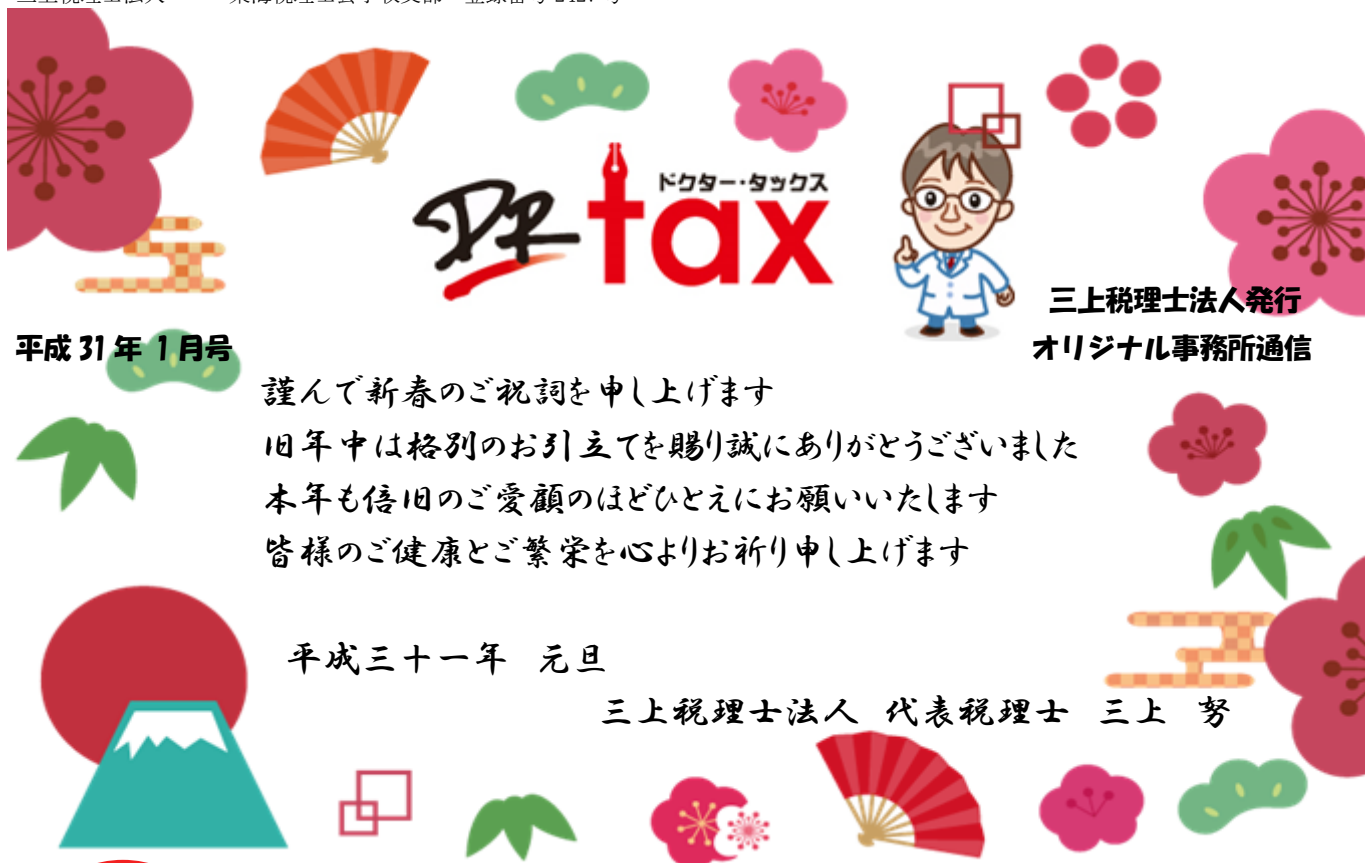




平成31年1月号

謹んで新春のご祝詞を申し上げます

旧年中は格別のお引立てを賜り誠にありがとうございました

本年も倍旧のご愛顧のほどひとえにお願いいたします

皆様のご健康とご繁栄を心よりお祈り申し上げます

平成三十一年 元旦

三上税理士法人 代表税理士 三上 努

代表
便り

平成30年の事件簿！

例年のごとく、三上税理士法人平成30年の事件簿・ベスト5の発表です。

第5位：宮澤さん、浅野さんの入社！



↑愛嬌があって良い子です。



↑大学院進学中。もうすぐ税理士！

第4位：台風でシャッター破壊される！

今は、壊れた部分のみ新品になりました。隣の古いシャッターとの差が微妙（笑）

第3位：本店店長、亀田に子供産まれる！

家族が増えるって良いことですなっ。

第2位：かすがいM&Aセンター設立！

昨年3件のM&Aに携わることが出来、より事業承継にも強い税理士事務所になっていきます！

第1位！建設業部会の設立！

顧問先の皆さまのビジネス交流を増やしていこうという趣旨で始めましたが、想像以上に、取引の報告を受けています。また本年春の開催になりますが、是非お越しください。

本店 便り

文責：宮澤

かすがいビジネスフォーラム

昨年 11 月、春日井市総合体育館で行われた、かすがいビジネスフォーラムへ出店してきました。

例年は三上税理士法人での出店でしたが、今回はかすがいM & Aセンターでの出店です。

前回、前々回のテーマとして掲げたふるさと納税や相続と異なり、多くの方に馴染みのないテーマでした。そのため、M & Aの相談よりも税務の相談にいらっしゃる方が多かったです。

M & Aというと、難しそうなイメージを持たれることもありますが、事業承継の手段の1つにM & Aがあります。

会社を続けていきたいけれど後継者がいない。後継者がいないと確定したわけではないけれど、もしかしたら会社を譲ることになるかもしれない。そんな不安を抱えている方にはM & Aという選択肢があることを知って頂き、お気軽にご相談いただければと思います。



インター店 便り

文責：服部

虫垂炎

急性虫垂炎で入院しておりました服部です。

ご連絡いただきました顧問先の皆様には、大変ご迷惑をおかけしました。

約 5 日間ほど入院し、無事に退院いたしました！！

痛み出した際は、息も出来ないくらい痛みがひどかったのですが、
抗生剤による治療で手術することなく、治療を終えました。

普段は丈夫で病気になることもほとんどないのですが、このような
時、本当に健康は大事だなと痛感します。

皆様も体調にはお気をつけください。



1 月の税務

- ・ 11 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

申告期限…1 月 31 日(木)

- ・ 5 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…1 月 31 日(木)

- ・ 源泉所得税 (7 月～12 月分) 納期限の特例を受けている者の納付

納付期限…1 月 21 日(月)

- ・ 源泉徴収票の交付

期限…1 月 31 日(木)

- ・ 支払調書・給与支払報告書の提出

期限…1 月 31 日(木)

- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告

申告期限…1 月 31 日(木)

- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 4 期分)

納付期限…1 月中において各自治体の条例で定める日

経営
情報

文責：福島

平成 31 年度から 個人市県民税が変わります！

平成 29 年税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除が適用される納税者本人に所得制限を設けることとし、合計所得金額が 900 万円（給与収入 1,120 万円）を超える場合には控除額が逡減、消失する仕組みになりました。

この改正は、平成 30 年分以後の所得税から適用され（年末調整で「給与所得者の配偶者控除等申告書」が変わったのはこのためです）、個人住民税は平成 31 年度以後から適用されます。

① 配偶者控除の改正

平成 30 年度までは、同一生計配偶者の前年の合計所得金額が 38 万円以下（給与収入 103 万円以下）の場合、納税者本人の所得に関わらず個人住民税では一律 33 万円（配偶者が 70 歳以上の場合 38 万円）の配偶者控除の適用を受けられましたが、平成 31 年度からは納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることが出来ないこととされました。

納税義務者の合計所得金額 （給与所得のみの場合の収入金額）	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除配偶者
900万円以下 （1,120万円以下）	33万円	38万円
900万円超950万円以下 （1,120万円超1,170万円以下）	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下 （1,170万円超1,220万円以下）	11万円	13万円
1,000万円超 （1,220万円超）	控除なし	

② 配偶者特別控除の改正

平成 30 年度までは、配偶者特別控除については、その適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が 76 万円未満でしたが、平成 31 年度からは合計所得金額が 123 万円以下に引き上げられました。

また、納税者本人の合計所得金額に応じて、逡減、消失します。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超えると、配偶者特別控除は適用できないこととされています。

配偶者の合計所得金額 （給与所得のみの場合の収入金額）	個人住民税の控除額			
	納税義務者の合計所得金額900万円以下 （1,120万円以下）	納税義務者の合計所得金額900万円超950万円以下 （1,120万円超1,170万円以下）	納税義務者の合計所得金額950万円超1,000万円以下 （1,170万円超1,220万円以下）	納税義務者の合計所得金額1,000万円超 （1,220万円超）
38万円超90万円以下 （103万円超155万円以下）	33万円	22万円	11万円	控除なし
90万円超95万円以下 （155万円超160万円以下）	31万円	21万円	11万円	
95万円超100万円以下 （160万円超166万8千円未満）	26万円	18万円	9万円	
100万円超105万円以下 （166万8千円以上175万2千円未満）	21万円	14万円	7万円	
105万円超110万円以下 （175万2千円以上183万2千円未満）	16万円	11万円	6万円	
110万円超115万円以下 （183万2千円以上190万4千円未満）	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下 （190万4千円以上197万2千円未満）	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下 （197万2千円以上201万6千円未満）	3万円	2万円	1万円	
123万円超 （201万6千円以上）	控除なし	控除なし	控除なし	

行楽 日記

養老の滝

少し前ですが、家族で養老の滝に行きました。

文責：青木

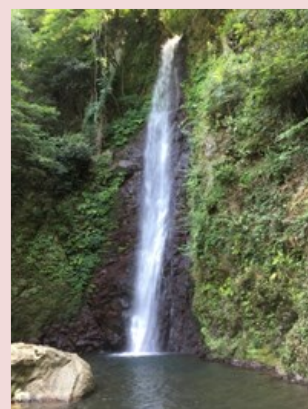
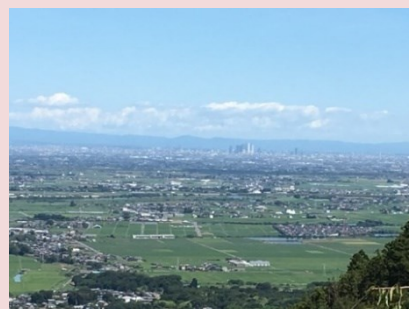
養老の滝は養老公園の中にあり、①公園内の登山道を登っていくか、②養老の滝の駐車場まで車で行くことになります。我が家は迷わず②で。しかし、駐車場からかなり歩きました。

途中で濃尾平野を見渡しながらかつていきます。
名古屋駅周辺のビル群も見えました。

無事に滝に到着。近くまで寄ることができます。
マイナスイオンの効果か？とても癒されました。

帰りは公園内にある「こどもの国」で遊んでから帰りました。

養老公園はとにかく広いので一日遊んでも回りきれません。季節によって色々な景色が楽しめそうです。



無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

1 月開催スケジュール(予約必要)

- 1 月 8 日(火) 午前 10 時より 12 時まで
午後 1 時より 5 時まで
1 月 21 日(月) 午後 6 時より 8 時まで



ご予約電話番号 **0120-974-830**

三上税理士法人

■本店

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info